

総務文教常任委員会

令和3年9月10日(金)

午前10時～

全員協議会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

市長公室

(1) 第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)

<説明～質疑>

(2) 第5号議案 京都・亀岡ふるさと力向上基金条例の一部を改正する条例の制定について

<説明～質疑>

政策企画部

(1) 第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)

<説明～質疑>

生涯学習部

(1) 第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)

<説明～質疑>

総務部

(1) 第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)

<説明～質疑>

(2) 第6号議案 亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<説明～質疑>

(3) 第7号議案 亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

<説明～質疑>

(4) 第52号議案 財産の無償譲渡

<説明～質疑>

-裏面あり-

会計管理室

(1) 第4号議案 令和3年度亀岡市蕨田野財産区特別会計補正予算(第1号)

<説明～質疑>

教育部

(1) 第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)

<説明～質疑>

(2) 第8号議案 亀岡市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

<説明～質疑>

(昼休憩)

4 討論～採決

5 行政報告

(1) 亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会について

(政策企画部)

(2) 連携・協力に関する協定の締結及び生涯学習推進設備の設置について

(生涯学習部)

(3) ふるさと納税を活用したクラウドファンディングの実施について

(市長公室・環境先進都市推進部)

6 陳情・要望について

(1) 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情(別紙1)

(2) 沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること(別紙2)

(3) 令和4年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い(別紙3)

7 その他

・議会だよりの掲載事項について

・今後の委員会運営について

・次回の日程等について

令和3年度移住・定住促進経費補助金 9月補正資料

【市長公室 SDGs創生課】

	地域受入体制整備	
	件数	金額
当初予算	2	1,000,000
補正額	0	0
合計 (申請見込)	2	1,000,000
補助率	府	1/2
導入見込 (補正分)		
概要	移住促進特別区域において移住者の受入を促進するための巡回事業への補助(集客の教科書制作等) (自治会に補助)	

	空き家改修		家財撤去		起業支援		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	5	9,000,000	4	400,000	3	9,000,000	12	18,400,000
	4	7,200,000	2	200,000	4	12,000,000	10	19,400,000
	9	16,200,000	6	600,000	7	21,000,000	22	37,800,000
府	1/2		府	1/2	府	1/2	府	1/2
		3,600,000		100,000		6,000,000		9,700,000
概要	移住促進特別区域内の空き家を取得又は同居等した上で、自ら居住する目的で行う改修に要する経費への補助。(移住者に補助)		移住促進特別区域内において空き家等の所有者が行う家財の撤去等に要する経費への補助。(所有者に補助)		移住者が起業するために必要となる等の整備に要する経費への補助。(移住者に補助)			

+

	移住支援金	
	件数	金額
	0	0
	1	1,000,000
	1	1,000,000
国		1/2
府		1/4
		750,000
概要	東京23区に在住等の人が本市へ移住(し京都市別府)先住に帰郷の家企業等に就職し移住への支援。	

(20,400,000)
11件分

令和3年9月10日

総務文教常任委員会

【 提出資料 】

政策企画部 情報政策課

AIチャットロボット 運用イメージ

質問・回答のデータを蓄積し、
利用者の求める回答が得られるよう
繰り返し学習・改善

クラウドサービス



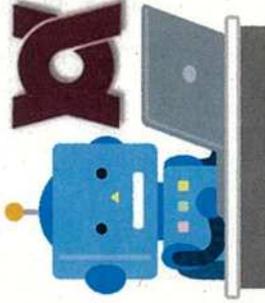
②ログの解析
(質問内容の判断)



③登録情報と過去の
結果をもとに回答



亀岡市公式ホームページ
AIチャットロボット



①問い合わせ



④自動応答



空き缶の
捨て方は…？

市民



毎月2回、ごみステーションに
収集ネットを設置しています。
朝8時30分までに出してください！

総務文教常任委員会報告資料

スマートフォン体験教室の実施について

令和3年9月

政策企画部 情報政策課

スマートフォン体験教室の実施について

- 目的 デジタルデバイドの解消(ICT ツールの利用、活用できる人の拡大)
- 対象者 亀岡市民でスマートフォン未保有者・使ったことのない人・興味のある人
※高齢者を中心に年代を問わず参加呼びかけを行う。
(参考)7月1日現在の65才以上人口 26,729人
→うち30%はスマホ未保有想定 潜在対象者は8,000人以上
- 協力事業者 NTTドコモ/ソフトバンク
- 実施概要 1人1台のスマホ実機を用いてスマホの基本操作を体験する講座を開催
- 講師 協力事業者から派遣されるスマホアドバイザー
- 市民負担 無料
- 実施内容

	亀岡市	NTTドコモ	ソフトバンク
役割分担	・スマホ教室主催 ・会場準備(借用申請 机・椅子・スクリーン・消 毒薬・体温計) ・参加者募集・広報、出 欠確認 ・事業者との調整	・開催支援 ・講師・スタッフ派遣 ・研修資料提供 (スマホ端末・資料・プ ロジェクター)	・開催支援 ・講師派遣 ・研修資料提供 (スマホ端末・資料・プ ロジェクター)
参加者数/回		3名~12名	5名~20名
研修時間/回		60分	120分
講師数		受講者3~5人に1 人を配置	受講者数に合わせてサ ポートスタッフ配置
講習内容		はじめてのスマホとイ ンターネット、知ってお きたい5つのこと、電 話のかけ方、メールの 仕方、カメラの使い方 等	スマホの特長、ipho neとandroidの違い、実機体験(基本操 作・電話・メール・音声 入力・アプリ紹介)
その他	マイナンバー取得促進 マイナポイント周知	契約行為・販売行為は 禁止	契約行為・販売行為は 禁止
実施期間	令和3年10月下旬~3月上旬		
実施会場	市役所・交流会館・東部文化センター ※各会場で月1回程度実施		

- 市民向け周知 広報かめおかで告知、市ホームページイベントカレンダーに掲載

令和3年9月10日

総務文教常任委員会

【 提出資料 】

総務部

移動設置型トイレ「トイレトレーラー」整備事業について

総務部自治防災課

1 趣 旨

大規模災害発生時に避難所等で必要となる緊急用トイレを確保し、被災市民の利便性の向上を図る。

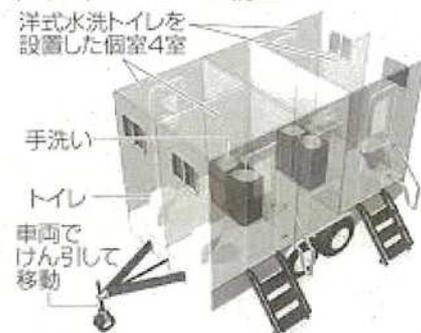
2 事業概要

◆移動設置型トイレ「トイレトレーラー」とは

- ・牽引車で引いて移動するトレーラー内に、洋式水洗トイレ3室（うち1室はバリアフリー対応）を配置。
- ・太陽光パネル（標準装備）で電源及び照明を確保し、長期の継続使用も可能。
- ・事業資金の一部にクラウドファンディングを活用し、広く支援を呼び掛ける。



トイレトレーラーの構造



- ・約1500回分の汚物をためられる
- ・化粧鏡も設置
- ・換気扇と清掃用の排水溝も整備
- ・太陽光発電で稼働

◆運用方法

- ・平常時には屋外イベント等で活用し、トイレの混雑・密集防止を図ることで、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に役立つ。

◆災害派遣トイレネットワークプロジェクトによる相互応援

- ・（一社）助けあいジャパンが推進する、災害時に自治体間でトイレトレーラーを相互派遣するプロジェクトに参加し、本市から被災地へ、または本市から被災自治体への支援が可能な体制を整備する。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標

- 3
持続可能な
開発目標
- 5
ジェンダー
平等
- 6
安全な
水と衛生
- 11
持続可能な
都市とコミュニティ
- 17
気候変動
対策

【2021年4月現在 ネットワーク加入状況】

	静岡県 富士市		静岡県 西伊豆町		岡山県 倉敷市		奈良県 田原本町		大阪府 箕面市
	福岡県 篠栗町		山梨県 北杜市		愛媛県 四国中央市		千葉県 君津市		新潟県 見附市
	愛知県 刈谷市		福岡県 須恵町		愛媛県 四国中央市		北海道 沼田町		

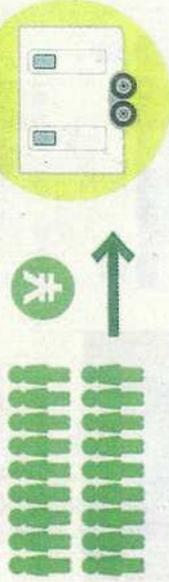
続々と仲間が増えていきます 他300ほどの自治体が検討を進めています より効果的な支援を実行するため、ただ今協議会設立準備中



助けあいジャパン

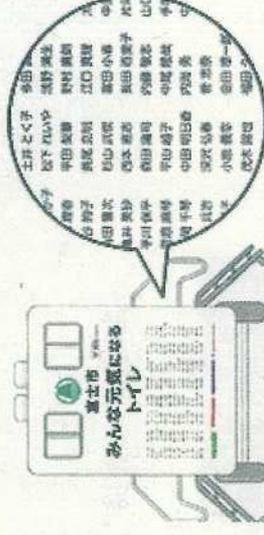
① 購入資金を集める

住民や出身者を中心に、全国からトイレトレーラーの購入資金を募ります。ふるさと納税の寄付金控除制度を活用するため、少ない負担で支援が可能です。



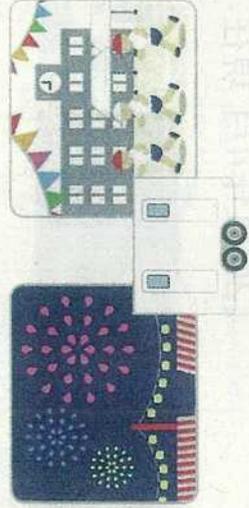
② 各自治体様がトイレトレーラーを購入

集まったご寄付により各自治体様で一台ずつトイレトレーラーを購入・管理。自治体名に加えて、支援者や支援企業の名前を車体に印字いたします。



③ 平時は地域の催事などで活用

普段は、地域住民のために稼働します。地域で行われるお祭り、運動会、スポーツイベントや防災訓練などで積極活用いただけます。

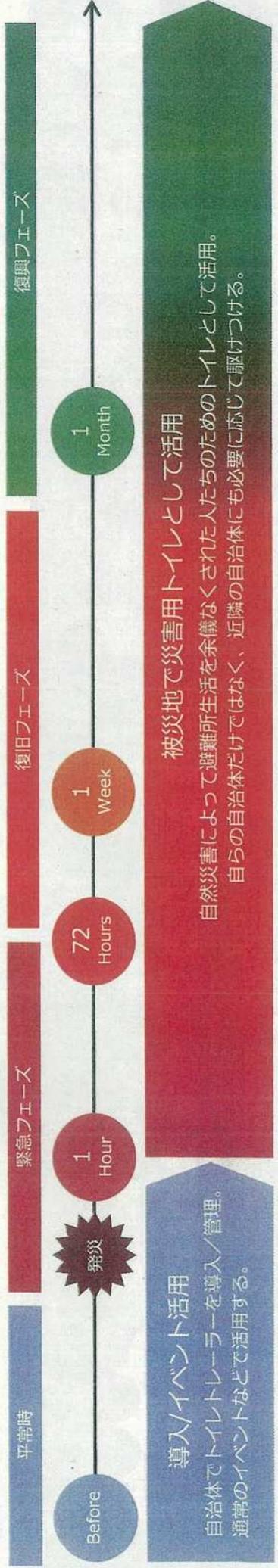


④ 緊急時は被災地に駆けつける

平時から自治体の防災・災害支援担当者間で連携。大規模災害が発生した際は、近隣や協定締結自治体を中心に全国からすみやかに駆けつけます。



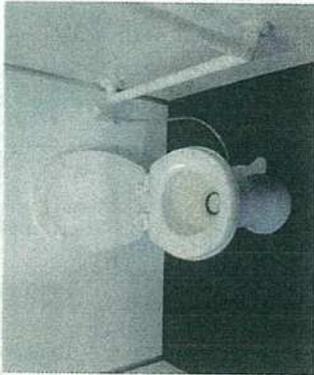
【トイレトレーラー活用のタイムライン】





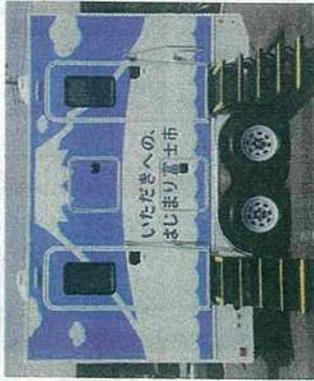
① 快適に使える

4つの広々とした個室に洋式便座を配置。プライバシーが十分に確保された室内には、換気扇や清掃用の排水口なども配備され、長期の使用でも衛生状態を維持できます。



② すぐに使える

車体を牽引するだけで、少ない人手で使用場所への移動が可能。充電式バッテリーが搭載されているため、被災直後の断水下でもすぐに使い始めることができます。



③ 長く使える

衛生環境維持に配慮した各種機能だけでなく、外部電力との接続やソーラーパネルからの太陽光充電機能により、数ヶ月におよぶ避難生活でも使い続ける事が可能。



● 車両サイズ：全長5700mm × 全幅2440mm × 全高3500mm

● 車軸：二軸

● 仕様：トイレ4部屋（1000mm × 1540mm × 天井高2130mm）
臭い逆流防止機能付洋式便座/二重ロック付扉
LED照明/衣類掛け等のフック（耐加重6Kg）
電動換気扇/開閉式ウインドー/洗面台/化粧鏡
ペーパー等収納庫

● 清水タンク容量：約418L

● 汚物タンク容量：約836L

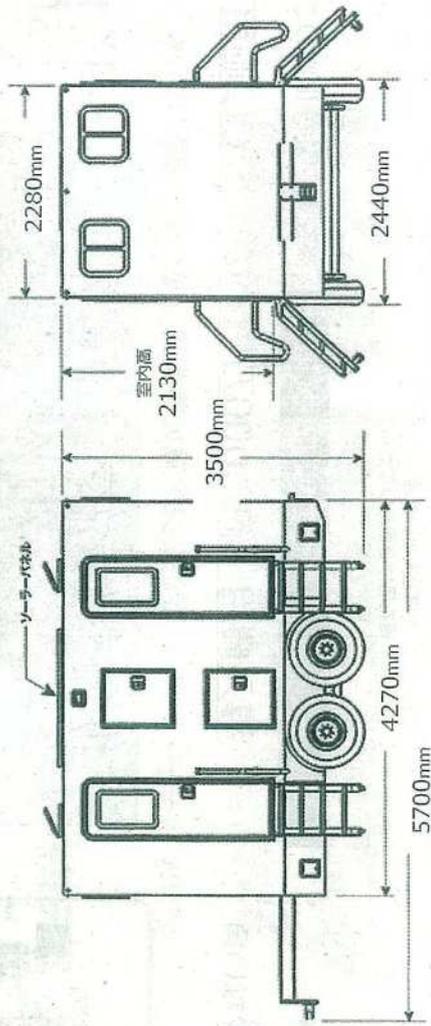
● 積載運搬可能容量：約1,080L

● 車両重量：2490Kg

● 車両総重量：3490Kg

● トイレ給水方法：ホース/揚水ポンプによるタンク給水/
ホースによる直接給水

● 汚物排水方法：便座からのバキューム/
専用ホースによる下水落下



ロータスRV販売株式会社とアメリカのOK&K社と共同開発した日本仕様のトイレラーを米国トイレラーメーカーに生産委託し輸入。紙・板紙流通のトップ企業として事業を展開する日本紙パルプ商事株式会社の100%出資企業JPホームサムプライ株式会社より販売しています。

【開発輸入元】ロータスRV販売株式会社 <http://www.rotas-rv.co.jp/>

【販売会社】JPホームサムプライ株式会社 <http://www.jpshs.co.jp/>

主な流れ



※緊急防災・防災事業債を利用する場合は

※ほとんどの場合、返礼品は必要ありません

ふるさと納税の活用

ふるさと納税の寄付金控除制度を活用できるため、寄付者は少ない負担で支援を行うことが可能です。

寄付する側の自己負担は実質2,000円

寄付した金額はその年の所得税より還付、翌年度の個人住民税より控除されます。さらに、サラリーマンの方はめんどろな確定申告が不要な制度もあります。



緊急防災・減災事業債の利用について

※交付自治体に限りです

導入費用 (約2,000万円) のすべてに適用可能

緊急防災・減災事業債 = 地方債充当率 100%

地方交付税交付金算入率

70%

自治体負担

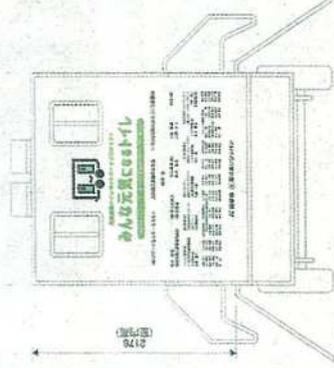
30%

みんな元気になるトイレの導入には、総務省消防庁「緊急防災・減災事業債」の仕組みが使えます。 ※交付自治体に限る

返還が必要な3割分の原資は、緊急防災・減災事業債の起債後に集めた寄付やふるさと納税が充当できます。ふるさと納税 (クラウドファンディング) は自治体と助けあいジャパンが協力しながら実施します。

クラウドファンディングについて

日本初であり、最大規模を誇るクラウドファンディングサービス「Ready for」を通じて、住民や出身者を中心に全国からトイレトレーラーの購入資金を募ります。



寄付して下さった方へは、車体に名入れを行います。

直近実施三例すべて目標金額を達成しました。到達率は以下の通り (北杜市145%、見附市173%、君津市297%)

ほとんどの場合、返礼品は必要ありませんが、必要に応じて用意することも可能です。

トイレトレーラー配備に係る費用比較について

1 仮設トイレのレンタル(1箇所10日間)

仕様:仮設トイレ(洋式、汲取式)3台、1箇所、月10日間

項目	単 価		数量	金 額	備 考	1年分 (6回)
	単位	単価				
レンタル料	台/日	100	30	3,000	(10日×3台=30日)	18,000
基本管理費	台/回	40,000	3	120,000		720,000
納入運搬費	車/回	20,000	2	40,000	1車2台まで	240,000
引取運搬費	車/回	20,000	2	40,000	"	240,000
諸 経 費	式/回	15,000	2	30,000	1式2台まで	180,000
消費税				23,300	消費税	139,800
合計				256,300	合計	1,537,800

2 仮設トイレのレンタル(1箇所30日間)

仕様:仮設トイレ(洋式、汲取式)3台、1箇所、30日間

項目	単 価		数量	金 額	備 考	1年分 (6回)
	単位	単価				
レンタル料	台/日	100	90	9,000	(30日×3台=90日)	54,000
基本管理費	台/回	40,000	3	120,000		720,000
納入運搬費	車/回	20,000	2	40,000	1車2台まで	240,000
引取運搬費	車/回	20,000	2	40,000	"	240,000
諸 経 費	式/回	15,000	2	30,000	1式2台まで	180,000
消費税				23,900	消費税	143,400
合計				262,900	合計	1,577,400

3 仮設トイレのレンタル(3箇所各10日)

仕様:仮設トイレ(洋式、汲取式)3台、3箇所、10日間

項目	単 価		数量	金 額	備 考	1年分 (6回)
	単位	単価				
レンタル料	台/日	100	90	9,000	(10日×3台×3箇所=90日)	54,000
基本管理費	台/回	40,000	9	360,000		2,160,000
納入運搬費	車/回	20,000	6	120,000	1車2台まで、移動3回	720,000
引取運搬費	車/回	20,000	6	120,000	"	720,000
諸 経 費	式/回	15,000	6	90,000	1式2台まで、3箇所	540,000
消費税				69,900	消費税	419,400
合計				768,900	合計	4,613,400

4 マンホールトイレの設置(川東学園実績)

仕様:マンホールトイレに係る排水設備及びトイレ機器費(学校建築工事費の一部として)

費目	金額	備考
A 排水設備工事		
直接工事費	4,000,000	実績
諸経費	1,116,908	概算
消費税	409,352	8%
小計	5,526,260	※プール排水設備工事を除く
B 災害用マンホールトイレ	379,080	洋式4基+和式2基+テント6張
経費計(A+B)	5,905,340	
1基あたり	984,223	

※他市事例では、1基あたり100~200万円

※箇所あたり6~10基の設置を想定すると、所要額は1,000~2,000万円

5 トイレトレーラの配備(概算)

仕様:トイレトレーラー配備に係る初期費用及び20年間の概算維持費用

摘要		税抜	税込	初期費用	
本体費用	車両本体価格	16,700,000	18,370,000	18,370,000	
	車輛オプション	3,500,000	3,850,000	3,850,000	
	諸費用 ※課税	310,000	341,000	341,000	
	〃 ※非課税	74,000	74,000	74,000	
	納車費用 ※概算	150,000	165,000	165,000	
本体費用計				22,800,000	
関連経費	自賠責保険料	5,010	5,010	5,010	
	自動車共済保険	45,820	45,820	45,820	
	自動車重量税	32,800	32,800	32,800	
	導入時各種消耗品	106,000	106,000	106,000	
関連経費計				189,630	
初期費用計				22,989,630	
摘要		税抜	税込		維持費(20年)
維持費用	車検費用 ※概算	150,000	165,000		3,135,000
	自賠責保険	5,010	5,010		100,200
	自動車共済保険	45,820	45,820		916,400
	重量税	32,800	32,800		656,000
	消耗品等	50,000	55,000		1,100,000
	修繕費(5年毎)	200,000	220,000		880,000
維持経費(20年)計					6,787,600
20年累計費用(初期費用+維持経費)				29,777,230	
1年割(計÷20年)				1,488,862	

災害救助法の概要 (令和2年度)

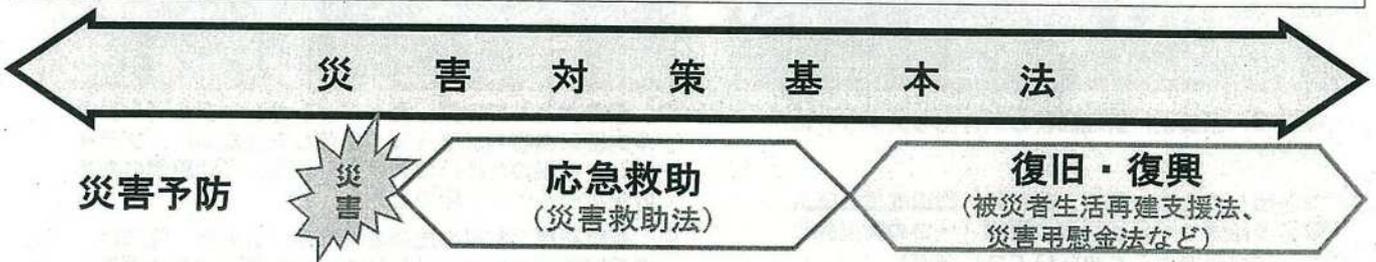


内閣府政策統括官（防災担当）

避難生活担当、被災者生活再建担当

2. 災害対策法制上の位置づけ

○ 我が国の災害対策法制は、災害の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律である。



3. 災害救助法の適用でどう変わる？

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 (基本法5条)	救助の後方支援、総合調整 (基本法4条)
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助 (法13条2項)	救助の実施主体 (法2条) (救助実施の区域を除く (法2条の2))
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 (法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可 (法13条1項)
	費用負担	費用負担なし (法21条)	掛かった費用の最大100分の50 (残りは国が負担) (法21条)

1. 災害救助法とは何か ②制度の概要

1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援要請した費用については、被災県に全額求償可能)

3. 救助の種類

- | | |
|-----------------------|------------|
| ○ 避難所の設置 | ○ 被災者の救出 |
| ○ 応急仮設住宅の供与 | ○ 住宅の応急修理 |
| ○ 炊き出しその他による食品の給与 | ○ 学用品の給与 |
| ○ 飲料水の供給 | ○ 埋葬 |
| ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 | ○ 死体の捜索・処理 |
| ○ 医療・助産 | ○ 障害物の除去 |

4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号～第3号)
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等(令第1条第1項第4号)

3

(1)の参考) 避難所でできること (災害救助法の対象となるもの)

避難所の運営等について、災害救助法に基づく国庫負担の対象となる一例を以下に紹介する。
 なお、各市町村において、判断に困った時は、災害救助法に基づく救助の実施主体である都道府県または救助実施市に相談願いたい。

主に国庫に助成されること

- 保健師、栄養士、調理師等の炊き出しスタッフの雇い上げ
- 炊き出しのための食材、調味料、調理器具の購入、炊事場の確保や簡易調理室の設置(一つの調達先に頼って食材が偏ることがないように注意)
- 被災者用の弁当などの購入

主に自治体の財源に助成されること

- 避難材としての畳、カーベットのレンタル(レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない)、プライバシー保護のため等の間仕切り設備、環境整備のための段ボールベット等の購入
- 避難所環境整備のための冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、掃除機等のレンタル(レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない)
- 被災者のための毛布、タオル、下着類、歯ブラシ、消毒液、石鹸、市販薬などの購入、携帯電話の充電器などの貸与

- 被災者用の仮設風呂、簡易シャワー室の設置、仮設ランドリー(洗濯機、乾燥機) ~~仮設トイレ~~ 授乳室
- 仮設風呂等ができるまでの間、入浴施設への送迎と入浴料の支払い
- 暑さ対策として、エアコン、扇風機等のレンタル(レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない)、氷柱や氷の購入

主に自治体の財源に助成されること

- 障害者、高齢者等のためのスロープ仮設置
- 情報収集等のためのテレビ、テレビ等のレンタル(レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない)

亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の概要

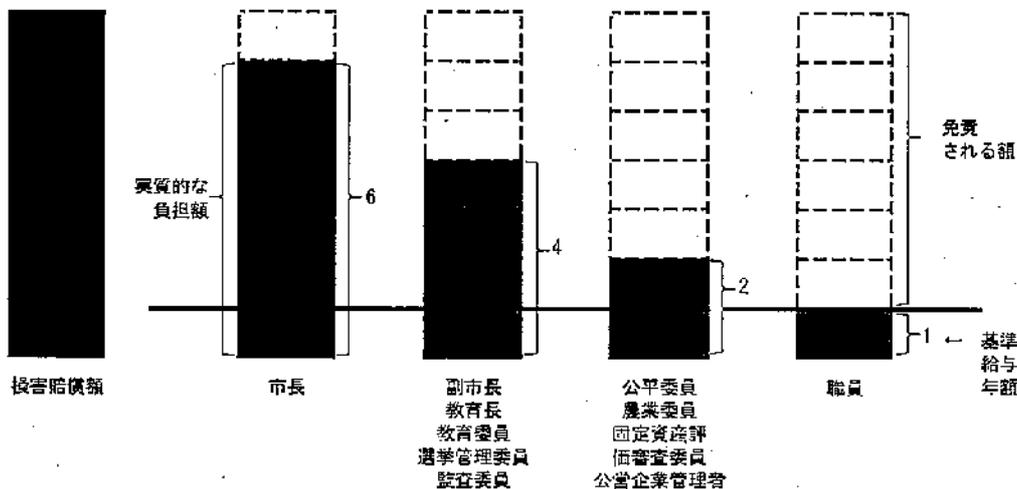
1 条例制定の経過

地方自治法の一部改正により、地方公共団体の長等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任額から、政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができることになった。

この地方自治法の改正は、住民訴訟制度の対象となる市長や職員等の損害賠償責任については、軽過失の場合にも、市長や職員等が、個人責任として多額な責任を追及されることがあり、これが大きな心理的な負担となって職務の執行において萎縮が生じる可能性があることから、この萎縮効果を低減させる目的がある。

これを踏まえ本市においても、市長や職員等の本市への損害を賠償する責任を限定してそれ以上の額を免責する旨を定める条例を制定するもの。

2 実質的な負担額



※いずれも地方自治法施行令で定める基準のとおり

※基準給与年額 原因となった事実が生じた月の給与又は報酬×12月

+同年度の期末・勤勉手当

+同月の各種手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等は除く）×12月



令和3年6月21日受理
(郵送)

亀岡市議会議長 殿

別紙 No. 1

2021年6月18日

「新しい提案」実行委員会

責任者 安里 長 従

沖縄県那覇市おもろまち4丁目17番11号1階

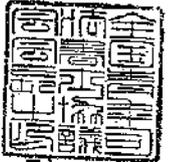
098-951-0250 (問合せ先)

全国青年司法書士協議会

会長 阿部 健太郎

東京都新宿区四谷二丁目8番地岡本ビル5階(505号)

03-3359-3513



辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

(陳情の要旨)

1. 沖縄での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。ことに沖縄戦戦没者の遺骨の残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきではないこと。
 2. 普天間基地の代替施設が日本国内に必要なか否か当事者意識を持った国民的議論を行い、最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで解決すること。
 3. そのなかで、普天間基地の代替施設が国内に必要なだという結論になるのなら、沖縄以外の全国すべての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押付けとならないよう、公正かつ民主的な手続きにより決定すること。
- を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。

(陳情の趣旨)

1. 不合理に区分された「本土の民意」と「沖縄の民意」
 辺野古新基地建設の問題は、憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等・差別の禁止の各理念からして看過することができない重大な問題である。
 2019年2月、沖縄県による辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。わが国が真に民主主義国家であるならば、沖縄の人たちが直接民意を示したその結果が尊重され、状況は改善されているはずだが、県民投票から2年が経過したにもかかわらず、名護市辺野古において、現在もなお工事が強行され、さらには、そ

の埋立てに、沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部から採取した土砂を使用することが予定されていること、沖縄県議会や県内市町村議会をはじめ多くの県民が抗議を行っている。

安倍晋三前首相が2018年2月衆議院予算委員会において普天間基地の代替施設が同じ沖縄の辺野古に決定した理由を問われ、「移設先となる本土の理解が得られない」と述べたように、安全保障の地政学的事由、またアメリカの強い要求という言い訳も、これまで日米の政府関係者らの発言、多くの識者の分析によって瓦解している。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いである。

日米安保条約に基づき米軍への基地の提供が必要であるとしても、それは本土・日本国民が全体で負担すべきでものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄の声を無視し、「本土の理解が得られないから」と新基地建設を強行することは沖縄に対する差別である。

国家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと、政府のみならず全国の地方自治体及び日本国民は、沖縄が直接示した声に耳を傾け、上記陳述の要旨のとおり、憲法に基づいた公正かつ民主的な解決をはかることが求められている。

2. 憲法 41 条、憲法 92 条、憲法 95 条違反

名護市辺野古に新基地を建設する国内法的根拠としては、内閣による閣議決定（2006年5月30日及び2010年5月28日）があるのみである。

憲法 41 条は、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」と定め、「国政の重要事項」については国会が法律で決めなければならないとする。次に、憲法 92 条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」とし、地方公共団体の自治権をどのように制限するかは法律で規定されなければならないとする。そして憲法 95 条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と定める。

安倍晋三前首相は2015年4月8日参議院予算委員会で「辺野古問題は国政の重要事項にあたる」と答弁し、2016年9月16日の福岡高裁那覇支部判決は、辺野古新基地建設が「自治権の制限」を伴うことを認めている。そうだとすると、閣議決定のみで決定され、強行されている辺野古米軍基地建設は、憲法 41 条、憲法 92 条、憲法 95 条に反する。

3. SACO（沖縄に関する特別行動委員会）の基本理念違反

普天間基地の返還はSACO（沖縄に関する特別行動委員会）において日米間で決定した。SACO設置の経緯について防衛省は公式に次のように説明している。「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考えの下、（中略）在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払う」（防衛省HP「SACO設置などの経緯」参照）。しかしながら、1996年12月のSACO最終報告では、普天間基地の代替施設と称して同じ沖縄県内に新基地を建設するものとされたことは、SACO設置時の基本理念に違反している。

4. 民主主義の二つの原則に反する

民主主義は、多数者支配の政治を意味せず、その決定は、単なる多数決ではなく、少数者の権利の保障も責務とされている。

つまり、民主主義とは「多数決の原理」と「少数者の権利の保障」という二つの原則からなり、これらは民主主義国家の基盤を支える一対の柱である。多数決の原理は公共の課題に関する決断を下すための手段であり、少数者の抑圧の手段ではないからである。

なお、国政選挙において日米安保破棄等を明確に争点として掲げ、多数の信任を得ることを求めずに「沖縄に要らないものは全国のどこにも要らない」と頑なに主張することは、公共の課題である安全保障政策について多数決を尊重せず、かつ結果的に「本土の理解が得られない」から「辺野古が唯一」という政府の理由を補完することになる。とすれば、かかる主張もまた、先に述べた民主主義の二つの原則に反するものである。

普天間基地の返還が25年以上もかけ「なぜ1ミリも進まないのか」という問いに対する答えは、政府のみならず全国の地方自治体も日本国民も、この民主主義の実践から逃げてきたからということにほかならない。

5. 法の下での平等及び差別の禁止違反、幸福追求権、平和的生存権の侵害

沖縄の人たちは憲法13条が保障する幸福追求権などの基本的権利から遠く、憲法前文等が保障する平和的生存権さえ脅かされ続けている。このことは、1945年の本土防衛と位置づけられた沖縄戦、1952年のサンフランシスコ講和条約での沖縄の施政権の切り離し、同時期における本土からの沖縄への米軍基地の移転、1972年の日本復帰後も変わらぬ過重な米軍基地負担という歴史的経緯、度重なる米軍及び米軍属による事件・事故などからも明らかである。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010年、「沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する特別報告者の分析を改めて表明する。」との見解を示している。

少なくとも、1996年4月、当時の橋本総理大臣とモンデール駐日大使が「今後5年ないし7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表をした際、代替施設が必要だというのなら、前記SACO設置時の基本理念に基づき、沖縄以外の全国の自治体が等しく候補地となり公正かつ民主的に解決すべきであった。しかし、政府は、専ら「本土の理解が得られない」という不合理な理由により、「辺野古が唯一」と繰り返し、同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行している。これは憲法が保障する法の下での平等及び差別の禁止に反し、沖縄の人たちの幸福追求権や平和的生存権を侵害している。

6. 求められているのは、憲法に基づいた公正かつ民主的な解決

以上のとおり日本国民及び全国の地方自治体は、憲法前文で「わが国全土にわたって」約束した自由の恵みが沖縄にも差別なくもたらされるため、沖縄県民の民意に沿った公正かつ民主的な解決を国に求める責任がある。

沖縄の県民投票における民意を尊重せず、一方で「本土の理解が得られないから」という不合理な理由に基づき決定され、強行されている沖縄県内への新たな基地建設は憲法が禁止する差別であり、これを許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

次に、安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、国民全体で議論すべき問題である。そして最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が最終的に責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで行うべきである。

そのなかで普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、憲法41条、92条、95条の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押し付けとならないよう、公正かつ民主的に解決すべきである。

辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書（案）

憲法前文には、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し」とある。ところが、自由の平等が保障されないまま、米軍基地建設が強行されている場所がある。沖縄である。

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示してから2年以上が経過したにもかかわらず、工事は強行され、さらには、その埋立てに、沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部からの採取した土砂を使用することが予定されていることは民意のみならず、戦没者への敬意を失することにもなり、許されるべきではない。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や安全保障の地政学的事由、またアメリカの強い要求という言い訳も、これまで日米の政府関係者らの発言、多くの識者の分析によって瓦解している。

しかしながら、普天間基地の代替施設が、「本土の理解が得られないから」という不合理な理由で同じ沖縄に決定され、工事が強行されていることは、憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等の各理念からして看過することの出来ない重大な問題である。

憲法が「わが国全土にわたって」約束した自由の恵みが沖縄にも差別なく確保されるため、政府のみならず全国の地方自治体及び日本国民は、沖縄県民の民意に沿った公正かつ民主的な解決をおこなう必要がある。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、仮に日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事は中止すべきである。

安全保障の議論は日本全体の問題である。すなわち、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、当事者意識をもった国民的議論により決すべきであり、最終的には国権の代表機関たる国会で、国が最終的に責任を負う法整備等の仕組みのなかで行うべきである。そのなかで普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、憲法41条、92条、95条等の規定に基づき、下記3のとおり公正かつ民主的に解決することが求められる。

よって、〇〇議会は下記のことを強く要請する。

記

1. 沖縄での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。ことに沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきではないこと。
2. 普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行い、最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで解決すること。
3. そのなかで、普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄以外の全国のすべての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押し付けとならないよう、公正かつ民主的な手続きにより決定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇 〇 〇 議 会

(提出先)

衆議院議長	〇〇〇〇	様
参議院議長	〇〇〇〇	様
内閣総理大臣	〇〇〇〇	様
内閣官房長官	〇〇〇〇	様
外務大臣	〇〇〇〇	様
防衛大臣	〇〇〇〇	様
国土交通大臣	〇〇〇〇	様
総務大臣	〇〇〇〇	様
内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策)	〇〇〇〇	様

宛て

令和3年7月21日受理(郵送)
2021年7月7日

各議会 議長様

沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」

代表 具志堅隆松

住所 沖縄県那覇市泊1-28-3

電話 090-3796-3132

件 貴議会における下記事項の議員提案の要請

要請内容

人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること

要請の背景

沖縄で進められている辺野古新基地建設の海域埋め立ての為、沖縄防衛局は土砂を沖縄本島南部からも採取しようとしています。南部地域は去る沖縄戦で多くの将兵・住民が戦火に倒れ、未だに遺骨も埋もれている地域です。現に私たちボランティアが遺骨を発掘していた最中の沖縄戦跡国定公園内の遺骨発見現場も採石場の予定地となってしまいました。

国のために尽くした犠牲者の骨や血のしみ込んだ土砂を埋め立てに使うなどあってはならないことです。戦没者への冒瀆です。ご遺族に説明のつく事ではありません。何故なら戦後に戦没者のご遺族の元に遺骨の代わりに届いた「御霊石」は戦没地の土砂と言われています。その「御霊石」を埋め立てに使うのは、国が先に行った遺族に対する慰霊行為を自ら否定することです。

南部地域の戦没者遺骨の特徴は砲撃などによる破碎骨が多く、さらに76年の歳月の経過で風化が進み、採取不可能な小さな骨は土と化しているのが現状です。

今回の「埋め立て用土砂採取計画」の撤回要請は基地の建設に賛成か反対かではなく単純に人道上の問題です。沖縄戦で亡くなった77,458名の日本兵は全国から沖縄に派兵された青年たちです。このことは沖縄だけの問題ではありません。全国の問題です。貴議会においても議員の皆様のご提案により戦没者の尊厳を守るべく意志を示していただくことを要請します。

添付資料

1. 「平和の礎」出身地別刻銘者総数 (2021年6月18日)
2. 沖縄県議会議決意見書 (全会一致、2021年3月15日)

添付資料 1

「平和の礎」刻銘者数（令和3年6月現在）

出身地別刻銘者総数

出身地		令和2年度 刻銘者総数	令和3年度		令和3年度 刻銘者総数
			追加刻銘者数	削除者数 (※二重刻銘)	
日本	沖縄県	149,547	38	1	149,584
	県外都道府県	77,456	3	1	77,458
外国	米国 (U.S.A)	14,010			14,010
	英国 (U.K)	82			82
	台湾	34			34
	北朝鮮	82			82
	大韓民国	382			382
合計		241,593	41	2	241,632

沖縄県以外の各都道府県刻銘者総数

都道府県	R3追加 刻銘者数	R3追加刻銘後の 刻銘者総数	都道府県	R3追加 刻銘者数	R3追加刻銘後の 刻銘者総数
北海道		10,806	滋賀県		1,691
青森県		565	京都府		2,546
岩手県		685	大阪府		2,339
宮城県		637	兵庫県		3,202
秋田県		485	奈良県		591
山形県		866	和歌山県		916

都道府県	R 3 追加 刻銘者数	R 3 追加刻銘後の 刻銘者総数	都道府県	R 3 追加 刻銘者数	R 3 追加刻銘後の 刻銘者総数
福島県		1,014	鳥取県		553
茨城県		755	島根県		745
栃木県		696	岡山県		1,838
群馬県		881	広島県		1,352
埼玉県		1,138	山口県		1,208
千葉県		1,622	徳島県		1,285
東京都	2	3,521	香川県		1,393
神奈川県		1,334	愛媛県		2,090
新潟県		1,235	高知県		1,008
富山県		876	福岡県		4,030
石川県		1,072	佐賀県		1,031
福井県		1,184	長崎県	1	1,601
山梨県		551	熊本県		1,975
長野県		1,376	大分県		1,491
岐阜県		1,075	宮崎県		1,854
静岡県		1,715	鹿児島県		2,929
愛知県		2,973			
三重県		2,728	合計	3	77,458

(沖縄県ホームページから)

添付資料2

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書（案）

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1593名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の収骨が行われている。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されない。

よって本県議会は、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記

- 1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。
 - 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年4月 日

沖縄県議会

衆議院議長	} 宛て
参議院議長	
内閣総理大臣	
外務大臣	
厚生労働大臣	
国土交通大臣	
環境大臣	
防衛大臣	
沖縄及び北方対策担当大臣	

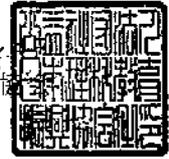
令和3年8月30日受理
(郵送)

令和3年8月25日

都道府県議会議員 様
市区町村議会議員 様

別紙 No.3

千代田区神田小川町 3-28 昇龍館ビル
公益社団法人 日本理科教育振興協
会 長 大久保



令和4年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてお願い

すでに、小学校・中学校では、新しい新学習指導要領が実施されています。

理科教育においては、益々、「**観察・実験**」が重視され、今回初めて、学習指導要領の中で小中共に、「**環境整備に十分配慮すること**」という一文が加えられました。「**観察・実験**」重視の視点から、これが十分実施できる理科教育環境整備に対する対応が重要であることが論じられています。

しかしながら、当協会の調査においては、小中高等学校の理科教育環境はまだ十分とは言えず、観察・実験の実践には、設備器具（観察・実験器具）の不足や、薬品や消耗材料の不足、実験準備・後片づけの時間など現場の教師に係る負担が多い等の指摘が挙げられています。

私どもの調査では、学校現場で最も困っていることが、9年連続で、小中高ともに「**観察・実験機器の不足**」と挙げられています。理科教育設備整備費等補助金事業は、小中高の観察・実験機器の整備拡充のための予算ですが、補助をうける団体が総事業費の半分を負担する事業となっています。

故に、積極的に理科教育設備整備費等補助金を取り込み、観察実験機器の充実に着手されている自治体とそうでない自治体との地域格差も生じています。

については、理科教育環境向上のため、下記の事項にご配慮賜りたく要望いたします。

- ・ 令和4年度 理科教育設備整備予算の計上をお願いします
【理科教育設備整備費等補助金事業への積極的な取組みをお願いします】
- ・ 観察実験に伴う消耗品について、十分な予算措置をお願いします
- ・ 理科観察実験が十分に行える場所（理科室）の確保にもご留意ください
- ・ 実験支援員の配置にも十分にご留意をお願いします

貴自治体管轄の小・中・高等学校の理科教育環境はいかかでしょうか。理科教育について、充実した観察・実験授業を児童・生徒に体験させることができているのでしょうか。使用できない古い機器がたくさん理科室に残ってはいませんか。消耗予算は足りていますか。実験に際して、先生は準備や後片づけは時間的な支障なくできていますか。現状の理科教育について、貴自治体教育委員会にお尋ねください。

(別紙、昨年度調査を踏まえて「**観察・実験こそ理科教育の基本です**」パンフをご参照ください)

貴自治体管轄の全ての小・中・高等学校 理科教育環境向上のため、積極的な予算措置をお願い申し上げます。

お問い合わせ先

公益社団法人 日本理科教育振興協会 常務理事 石崎
〒100-0052 千代田区神田小川町 3-28 昇龍館ビル 4F
TEL: 03-3294-0715 E-mail: info@japse.or.jp

理科の授業は
理科室で！

「観察・実験」こそ 理科教育の基本です。

次年度に向けて、理科教育設備整備費等補助金
予算(理振予算)の増額計上を要求をしましょう。



すでに新しい学習指導要領は
始まっています。
新規に必要な観察・実験機器が
多数あります。
整備充実を急いでください。

すでに小・中学校ともに新しい学習指導要領がスタートしています。理科教育においてはより一層、観察・実験が重視され、【観察・実験】こそが理科教育の基本であります。

児童・生徒たちにはたくさんの観察・実験を体験させてあげて欲しいと願います。

新しい学習指導要領において、新たに必要とされる観察・実験機器は数多く登場してきています。(裏面参照)

あなたの学校の理科室では、準備ができていますか。観察・実験機器の整備充実を急いでください。



理科教育を支援する
公益社団法人 日本理科教育振興協会



いま、小・中・高等学校の理科教育で一番困っていることは、観察・実験機器の不足です

理科観察・実験機器を充実させ、理科の楽しさ

平成25年度の調査から、9年連続で「機器の不足」が最も困っていると回答

1

教科書掲載の実験を行うために、重点設備機器の充実を推進しましょう

令和2年に小学校からスタートした新学習指導要領において、優先的に整備してほしいと掲示された最重点・重点設備を中心に理科観察・実験機器の整備を推進しましょう。

観察・実験機器の整備充足率

品目	小学校	中学校	高等学校
最重点設備品	76.7%	56.7%	—
重点設備品	39.5%	51.7%	22.2%
その他の設備品	24.4%	25.5%	9.5%
設備品総額(上記3区分)	44.6%	49.8%	14.4%
少額設備品	40.3%	32.7%	11.3%

教育現場の声

- 実験機器が古くて使えない
- 一度に同じ機器を一括で揃える予算がつかない
- 実験機器の故障が多くて使えない
- 予算が乏しく、毎年買い足ししているのに、同じ機器が揃わず指導しにくい
- 顕微鏡の種類がバラバラで指導しにくい

2

理科の授業は理科室で行いましょう

観察実験が十分に行える場所を確保しましょう。

理科実験が十分にできる理科室は足りていますか

	小学校	中学校	高等学校
理科室が不足している	19.3%	37.8%	23.2%

普段理科室で授業を行っていますか

	小学校	中学校	高等学校
ほぼ理科室で授業を行っている	30.1%	34.4%	33.3%

※ 観察・実験にかかわらず理科の授業は理科室で行ってください。普通教室で行う授業よりも、観察・実験機器に囲まれた環境で行う理科の授業は、児童・生徒達の理科への興味・関心を、より一層高めるものと考えます。

3

使えない機器は廃棄し、使用できる機器をそろえましょう

使えない実験機器・とても古い実験機器が理科室にありますか。顕微鏡・電源装置など、一括で整備することが望ましい機器は、大きな金額になるので、翌年に備え早い時期に予算要求しましょう。

使用できない実験機器保有数

	小学校	中学校
使用できない生物顕微鏡	7.9%	14.4%

使用できない実験機器保有数

	小学校	中学校
使用できない電源装置	5.6%	11.1%

生物顕微鏡を購入した時期

	小学校	中学校
昨年～10年前	34.6%	40.1%
10～20年前	34.2%	37.3%
20年以上前	31.1%	22.6%

電源装置を購入した時期

	小学校	中学校
昨年～10年前	41.4%	46.3%
10～20年前	37.3%	31.9%
20年以上前	21.3%	21.8%

古い実験機器は、火災や思わぬ事故の原因となります。安全な理科実験環境に留意しましょう。また、廃棄手続きを忘れずに行いましょう。

を体験できる理科教育環境を整備してください



いただいています。

※令和3年度全国小・中・高等学校観察・実験機器充足調査結果より

4 消耗品もしっかり確保しましょう

観察・実験授業を円滑に行うには、消耗品を常時用意しておく必要があります。消耗品費もまだまだ不足していますので、忘れずに予算要求しましょう。

	小学校	中学校	高等学校
消耗品が不足している	45.8%	54.5%	52.7%
一クラスあたり平均予算	10,369円	9,645円	15,779円
一人あたり平均予算	356円	306円	437円

代表的な理科設備品整備状況の調査結果

●小学校

※必要数とは40人学級で算出した数です

	平均保有数(令和2年度)	必要数
気体採取器	7.7台	21台
電子てんびん	8.4台	21台
筋肉付腕の骨格模型	1.9台	11台
てこ実験器	8.4台	21台
電気の利用プログラミング学習セット	4.8台	21台

●中学校

※必要数とは40人学級で算出した数です

	平均保有数(令和2年度)	必要数
二重コイル	2.7台	11台
力学的エネルギー実験器	2.3台	11台
双眼実体顕微鏡	14.4台	41台
顕微鏡	34.6台	41台
顕微鏡保管庫	0.6台	4台

●高等学校

※必要数とは40人学級で算出した数です

	平均保有数(令和2年度)	必要数
精密電子てんびん	1.6台	3台
レーザー光源装置	1.1台	11台
オシロスコープ	1.9台	21台
小型電源装置	2.9台	21台
精密直流電圧電流計	3.3台	5台
携帯用放射線測定器	0.6台	1台
霧箱	0.6台	1台

5

新学習指導要領で新たに必要な観察・実験機器の整備が遅れています。

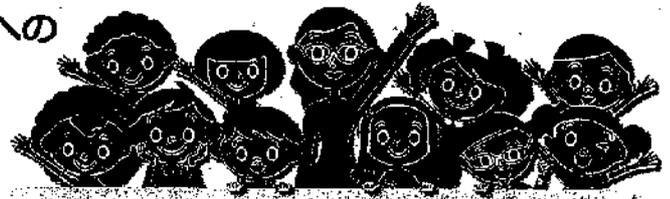
新しく必要とされる観察・実験機器の整備はできていますか

令和3年度理科充足調査より

	小学校	中学校	高等学校
整備はできている	11.0%	11.0%	9.0%
すすめている途中である	75.0%	70.0%	48.0%
未定	14.0%	19.0%	43.0%

観察・実験機器について、新しい学習指導要領への準備は十分できていますか。

より良い理科教育環境で、たくさんの観察・実験を児童生徒達に体験させてください。



新学習指導要領で追加された内容・変更点

■小学校

追加した主な内容

- ・音の伝わり方と大小(第3学年)
- ・雨水の行方と地面の様子(第4学年)
- ・人と環境(第6学年)
- ・自然災害

■中学校

改善・充実した主な内容

- [第1分野]
- ・光の色(第1学年)
 - ・放射線(第3学年に加えて、第2学年においても学習)
- [第2分野]
- ・自然災害(第3学年→全学年で学習)
 - ・生物の特徴と分類の仕方(第1学年)

■高等学校

改善・充実した主な内容

- ・科学と人間生活：人間生活との関連を重視
- ・物理基礎：探究の過程を踏まえた実験・観察の重視
- ・化学基礎：日常生活や社会との関連を重視
- ・生物：「(1)生物の進化」を内容の冒頭に設定し、以後の学習で進化の視点を重視
- ・地学：地震災害、火山災害、高潮災害などを加え、防災に関する学習内容を充実

必要な観察・実験機器

- ・実験用太鼓
- ・雨水と地面のマップ
- ・電気の利用プログラミング学習セット
- ・人と環境説明パネル
- ・自然災害に関する実験機器

必要な観察・実験機器

- ・双眼実体顕微鏡
- ・デジタル双眼実体顕微鏡
- ・地震説明器
- ・火山の噴火実験器
- ・大地の変動説明器
- ・液状化実験装置
- ・ダニエル電池

必要な観察・実験機器

- ・定力装置
- ・力学台車
- ・電気抵抗測定実験
- ・生物の進化映像教材
- ・地震説明器
- ・火山の噴火実験器
- ・大地の変動説明器
- ・液状化実験装置

理科教育設備整備費等補助金事業のお手伝いをします

理科教育設備整備費等補助金(理振)申請は難しくはありません。この補助金を「久しく受けていない」、「受けたことがない」、という自治体、学校法人様に当協会がお手伝いいたします。文部科学省のご協力をいただき、これまで全国で50回以上、理科教育設備整備費等補助金事業・台帳説明会を開催し、2,300名以上の自治体・学校法人関係者の方々にご参加いただきました。今年度も開催いたします。理振補助金に関するご質問など、当協会下記連絡先までお問い合わせください。



お問い合わせ 理科教育設備整備に関するご質問は、メール・電話・FAXにて当協会までお問い合わせください。

✉ Mail: info@japse.or.jp ☎ Tel: 03-3294-0715 📠 Fax: 03-3294-0716

詳しくは理振協会のホームページを参照願います。▶▶▶ <http://www.japse.or.jp>



理科教育を支援する

公益社団法人 日本理科教育振興協会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-26 異龍館ビル

沖縄戦戦没者の遺骨等混入土砂を埋め立てに使用しないことを求める意見書

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦で、多くの貴い命が失われた。

糸満市摩文仁の平和記念公園内にある平和の礎には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなった京都府出身者も含む24万1,593名の氏名が刻印されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、戦争の悲惨さや命の貴さを認識し、戦没者の霊を慰めるため、自然公園法に基づき、戦跡として我が国唯一の沖縄戦跡国定公園として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた住民や命を落とした兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今日でも戦没者の遺骨収集が行われている。さらに、遺骨のDNA鑑定による身元確定と遺族のもとへ返還する新たな取組も行われている。

さきの大戦で犠牲になった戦没者の遺骨を埋め立てに使用することは、犠牲者の人々の尊厳を冒瀆し、遺族の心を傷つけるもので人道上許されない。

よって本市議会は、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記

- 1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋め立てに使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月 日

京都府亀岡市議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣

防衛大臣、厚生労働大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長